十八

分野　運輸業
関連する義務　内国民待遇（第二条）
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　１　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
２　鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。

十九

分野　運輸業
関連する義務　内国民待遇（第二条）
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　１　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
２　一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は、必要とされない。

二十

分野　運輸業
関連する義務　内国民待遇（第二条）
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内の港の間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。

二十一

分野　運輸業
関連する義務　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
措置　船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条
概要　日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国を旗国としない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内の港の間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

二十二

分野　上水道業
関連する義務　内国民待遇（第二条）
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国投資家による事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

コートジボワール共和国の表

一

分野　全ての分野
関連する義務　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置　投資法に関する二千十二年六月七日の大統領令第二〇一二―四八七号第二十六条
概要　投資家は、コートジボワールの労働者を優先して採用し、並びに特に継続的職業訓練による当該投資家の現地職員の技能の向上及び高度な訓練課程を通じた現地の能力の開発の強化に寄与する。

二

分野　石油業
関連する義務　特定措置の履行要求の禁止（第六条）
措置　二千十二年四月十八日の大統領令第二〇一二―三六九号によって改正された石油法に関する千九百九十六年八月二十九日の法律第九六―六六九号新第五十三条及び第五十五条

概要　１　（新第五十三条）石油契約を有する者及びその下請契約者は、その業務に必要な技能を有するコートジボワールの国民を優先して雇用する。
このため、当該石油契約を有する者は、石油業務の開始の時から次のことを行う。
当該石油契約に定める条件に従って、あらゆる資格のコートジボワール人職員のための研修計画を作成すること。
当該石油契約に定める条件に従って、コートジボワールの石油行政に従事するあらゆる資格の公務員のための研修計画に対して資金提供を行うこと。
２　（第五十五条）石油契約を有する者は、炭化水素の商業的な生産を行う場合には、コートジボワールの国内市場の需要を満たすことを優先し、その生産量の一部を割り当てる。この義務の条件については、移転価格を含め、当該石油契約において定める。

三

分野　鉱業
関連する義務　内国民待遇（第二条）
措置　鉱業法に関する二千十四年三月二十四日の法律第二〇一四―一三八号第七条、第十八条、第五十三条及び第六十五条
概要　１　（第七条）業務許可の付与に当たっては、当該業務許可を与えられる者に対し、当該業務許可の対象となる鉱床の採掘のみを目的とするコートジボワールの法律に基づく会社の設立を義務付ける。
当該業務許可については、政令によって定める条件に従って、このようにして設立される会社に移転する。
２　（第十八条）調査許可は、既に与えられた権利を除くほか、政令によりコートジボワールの国民又はコートジボワールの法律に基づく法人に与えられる。
国による業務許可の付与に当たっては、もたらされる富及び減少する地下資源の対価として、鉱山の開発期間中、国に対し、採掘会社の資本の十パーセントに相当する現物出資株式について権利が与えられる。国は、資本増加の場合においても、当該現物出資株式に関し資金の拠出を求められない。いかなる場合においても、国の持分は、少なくとも当該採掘会社の資本の十パーセントに等しいものとする。
３　（第五十三条）準機械工業的な鉱業における採掘のための許可は、既に与えられた権利を除くほか、鉱業を所管する大臣の決定により、かつ、権限を有する行政当局及び関係する都市の自治体又は農村の共同体の協議の後、次の者に与えられる。
コートジボワールの国籍を有する自然人
コートジボワールの法律に基づく会社
コートジボワールの者が資本の過半を占める協同組合
４　（第六十五条）手工業的な鉱業における採掘のための許可は、政令によって定める。
準機械工業的な鉱業における採掘のための許可を付与する条件については、政令によって定める。
手工業的な鉱業における採掘のための許可を付与する条件については、政令によって定める。

四

分野　農村の土地
関連する義務　内国民待遇（第二条）
措置　農村の土地の所有に関する千九百九十八年十二月二十三日の法律第九八―七五〇号第一条
概要　農村の土地は、全ての土地（開発の有無及び価値の性質を問わない。）から成る。農村の土地は、全ての自然人及び法人が利用可能な国家の財産を構成する。ただし、コートジボワールの国、公的機関及び共同体のみが農村の土地の所有者となることを許される。

五

分野　航空運送業
関連する義務　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
措置　民間航空法に関する二千八年一月二十三日の大統領令第二〇〇八―〇八号第二百十五条
概要　コートジボワール共和国内の二地点間における人及び物品の商業的な輸送は、特別かつ一時的な取扱いを除くほか、コートジボワールの運送人に限定される。